

主治医意見書について

令和5年1月23日（月）

於 群馬県医師会館

群馬県健康福祉部介護高齢課

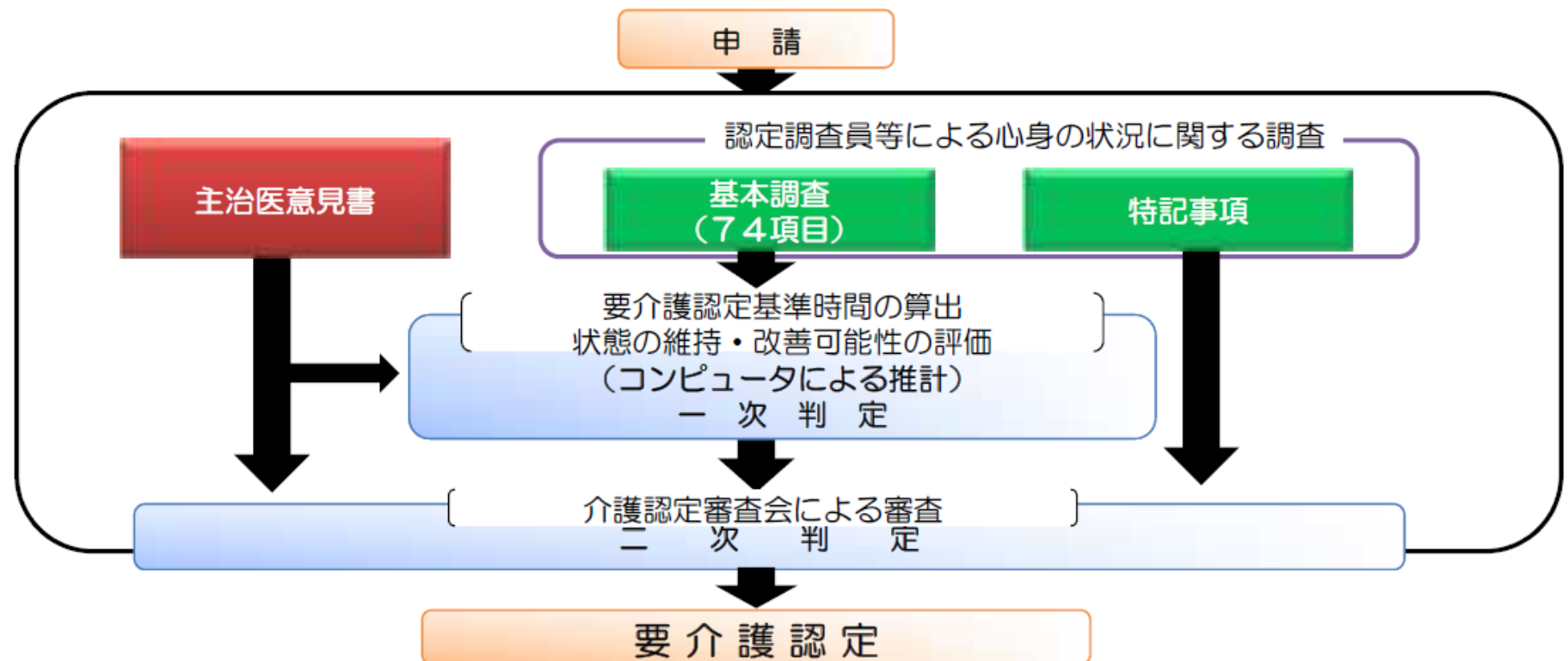
主な説明内容

- 1 主治医意見書の早期提出について（お願い）
- 2 主治医意見書記入に当たっての口腔内の状況確認について
- 3 第三者行為の取扱い
- 4 要介護認定に係る業務の簡素化について

要介護認定制度について

要介護認定の仕組み

- 要介護認定(要支援認定を含む。)は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みであり、一次判定及び二次判定の結果に基づき、市町村が申請者について要介護認定を行う。
 - ①一次判定・・・市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。
 - ②二次判定・・・保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。



主治医意見書の早期提出について(1)

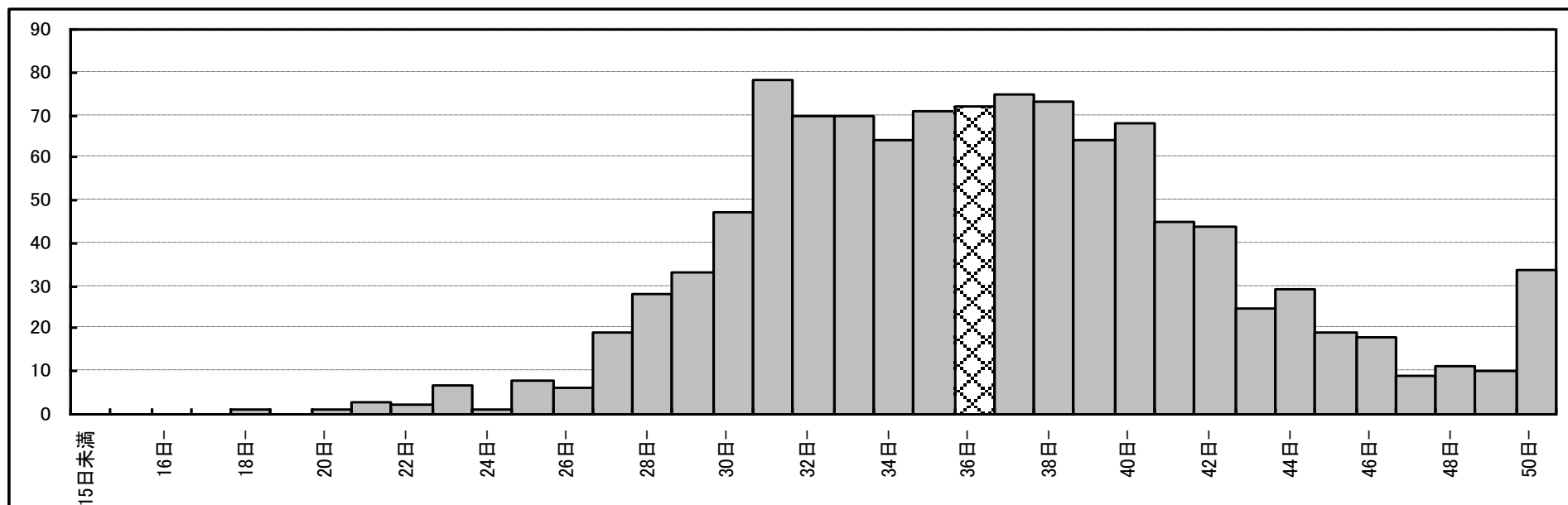
- 介護保険法上、要介護認定は、申請日から30日以内に行わなければならない。しかしながら、現状では、申請日から36日程度かかっている。
 - こうした背景の1つに、主治医意見書の提出が遅延していることが指摘されている。
 - また、市町村では、主治医意見書の提出の遅延に伴う督促に負担がかかっている。
- ⇒ 申請者が可能な限り早くサービス利用を開始することができるようにするためにも、主治医意見書の早期提出が必要。

主治医意見書の早期提出について(2)

【要介護認定申請から要介護認定にかかる日数】

中央値が36日であり、50日以上かかっている自治体もある。

集計対象自治体数: 658



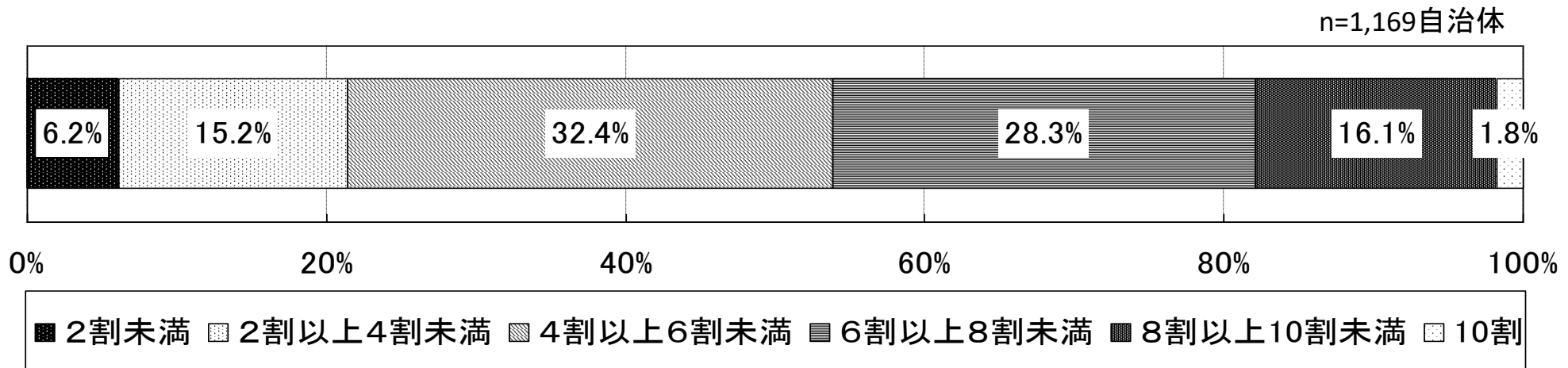
出典:平成23年度老人保健健康増進等事業「要介護認定における事務負担の軽減に関する調査研究事業報告書」

(「令和元年度要介護認定都道府県等職員研修」資料から)

主治医意見書の早期提出について(3)

【期限内に提出される主治医意見書の割合】

期限内に提出される主治医意見書の割合は、「4割以上6割未満」が32.4%と最も高く、次いで「6割以上8割未満」が28.3%、「8割以上10割未満」が16.1%であった。



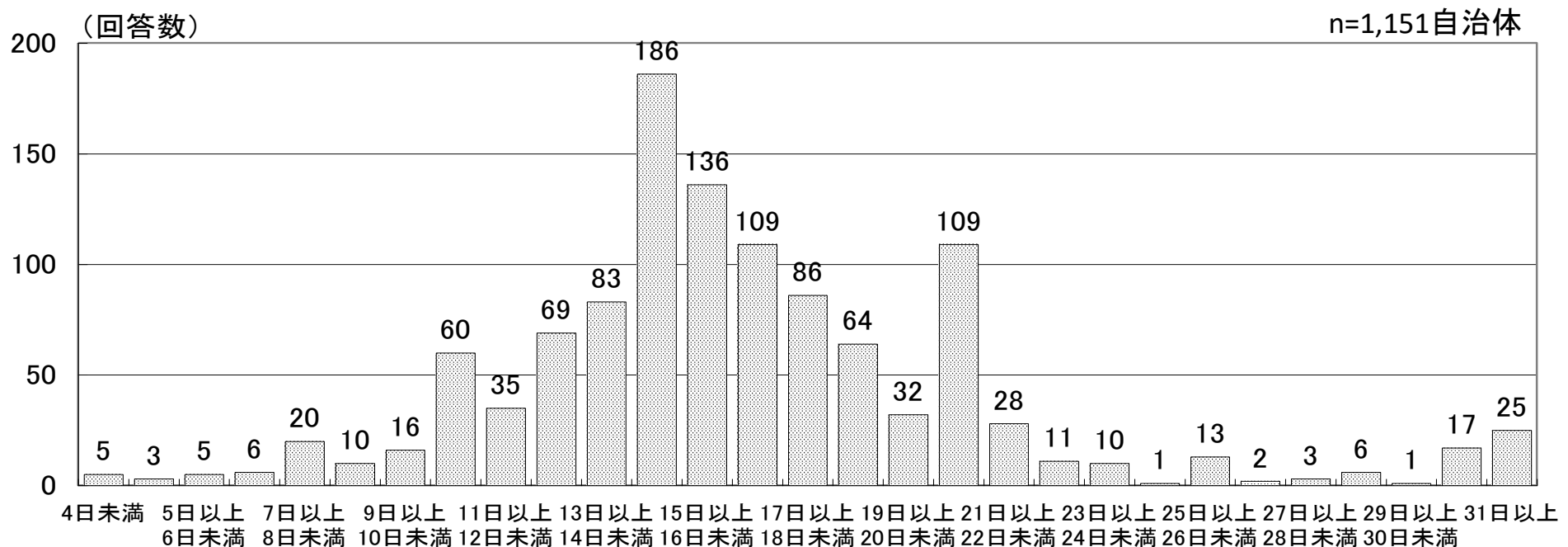
出典:平成23年度老人保健健康増進等事業「要介護認定における事務負担の軽減に関する調査研究事業報告書」

(「令和元年度要介護認定都道府県等職員研修」資料から)

主治医意見書の早期提出について(4)

【主治医意見書の平均回収日数】

主治医意見書の平均回収日数について、「14日以上15日未満」が186件と最も多く、次いで「15日以上16日未満」が136件、「16日以上17日未満」及び「20日以上21日未満」が109件であった。



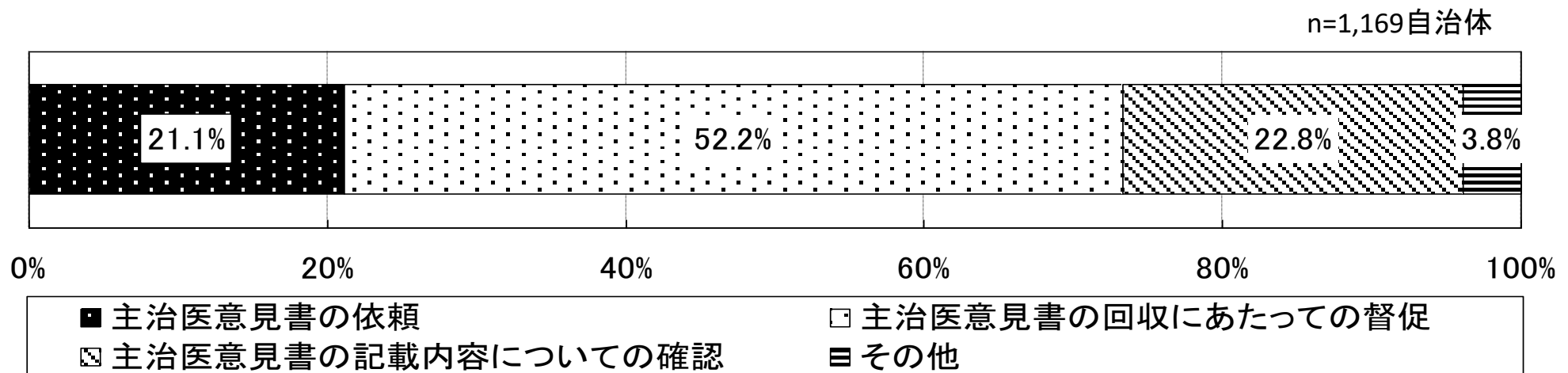
出典:平成23年度老人保健健康増進等事業「要介護認定における事務負担の軽減に関する調査研究事業報告書」

(「令和元年度要介護認定都道府県等職員研修」資料から)

主治医意見書の早期提出について(5)

【主治医意見書に係るもっとも負担の大きい業務】

主治医意見書にかかる業務のうち最も負担の大きい業務としては、「主治医意見書の回収にあたっての督促」が52.2%と半数以上を占めており、次いで「主治医意見書の記載内容についての確認」が22.8%、「主治医意見書の依頼」が21.1%であった。



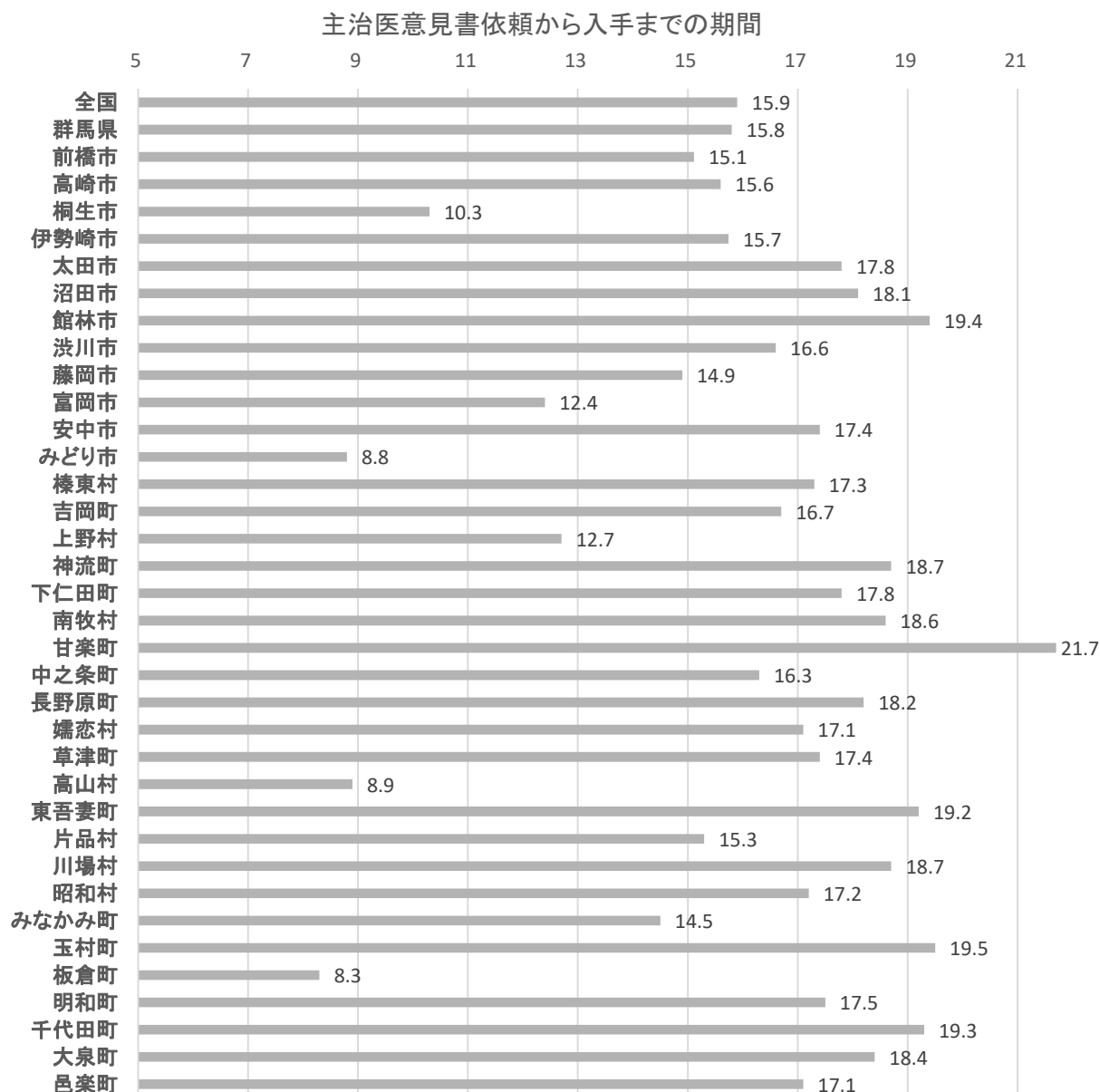
出典：平成23年度老人保健健康増進等事業「要介護認定における事務負担の軽減に関する調査研究事業報告書」

(「令和元年度要介護認定都道府県等職員研修」資料から) 7

【主治医意見書依頼から入手までの期間】

(意見書を医師に依頼してから事務局が入手するまでの期間(日数)の平均値)

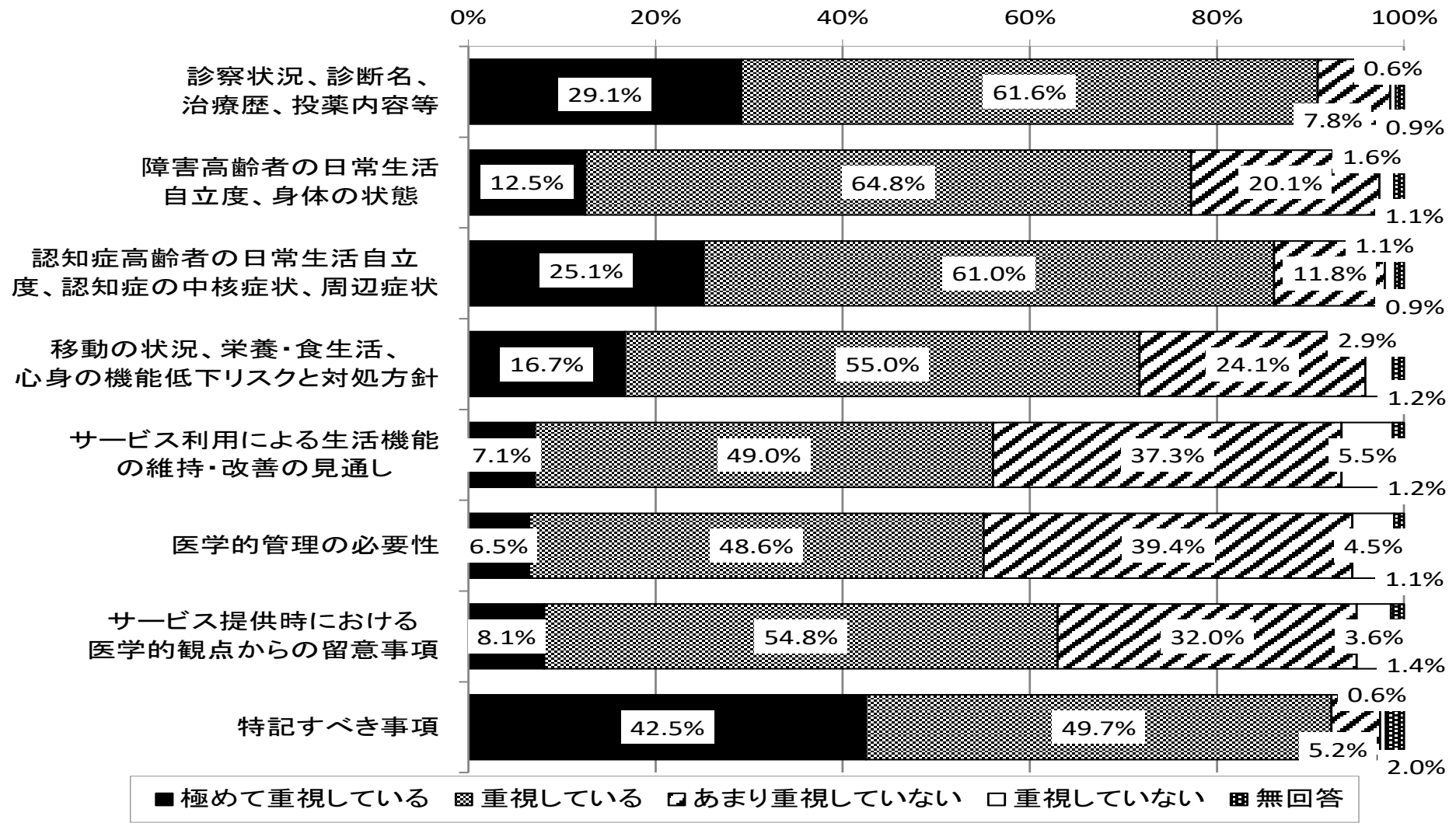
項目	主治医意見書依頼から入手までの期間	
	入力件数	日数
全国	2,179,413	15.9
群馬県	36,146	15.8
前橋市	6,444	15.1
高崎市	6,758	15.6
桐生市	2,552	10.3
伊勢崎市	2,955	15.7
太田市	4,031	17.8
沼田市	1,105	18.1
館林市	1,429	19.4
渋川市	1,368	16.6
藤岡市	1,197	14.9
富岡市	1,028	12.4
安中市	814	17.4
みどり市	632	8.8
榛東村	248	17.3
吉岡町	300	16.7
上野村	27	12.7
神流町	94	18.7
下仁田町	193	17.8
南牧村	130	18.6
甘楽町	280	21.7
中之条町	561	16.3
長野原町	182	18.2
嬭恋村	279	17.1
草津町	248	17.4
高山村	78	8.9
東吾妻町	438	19.2
片品村	94	15.3
川場村	84	18.7
昭和村	100	17.2
みなかみ町	523	14.5
玉村町	428	19.5
板倉町	253	8.3
明和町	167	17.5
千代田町	141	19.3
大泉町	557	18.4
邑楽町	428	17.1



(出典:令和4年度要介護認定適正化事業 業務分析データ)

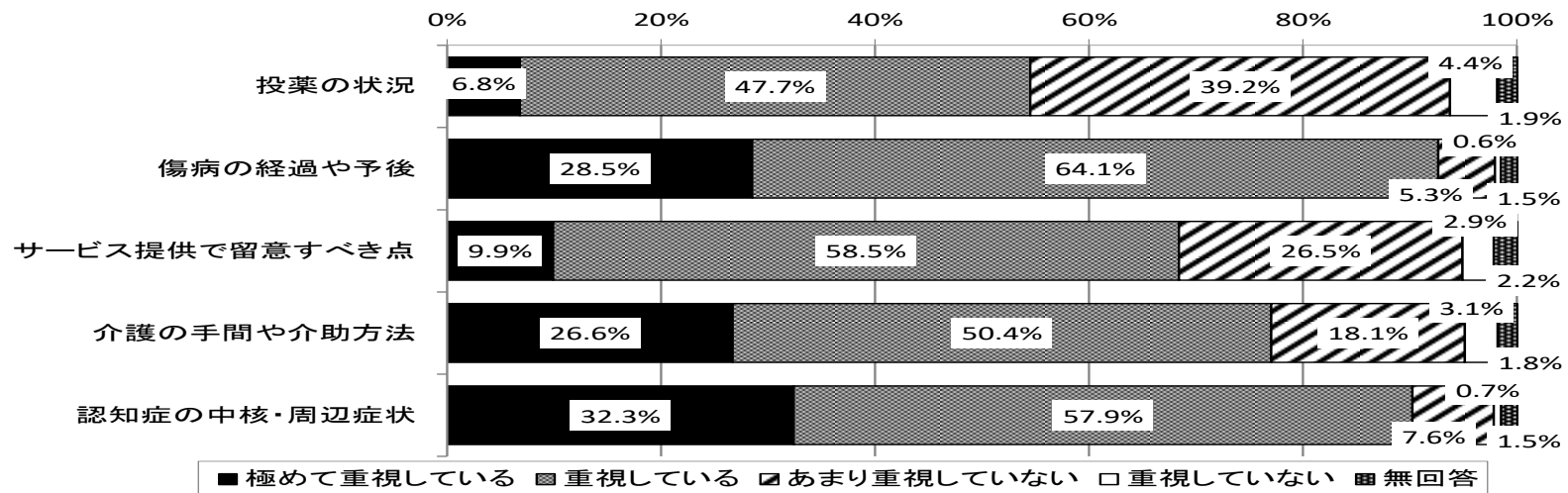
主治医意見書の活用状況(1)

■ 審査判定における主治医意見書の各項目の重視度 (n=3,623)

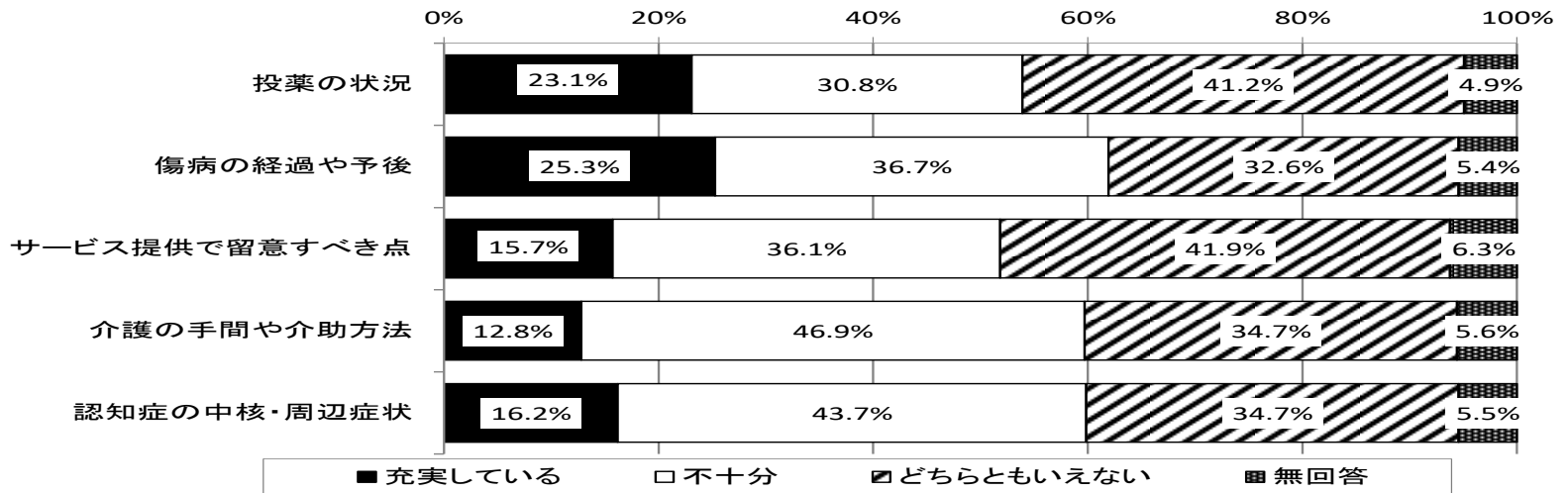


主治医意見書の活用状況(2)

■ 審査判定における主治医意見書の自由記載の重視度(n=3,623)



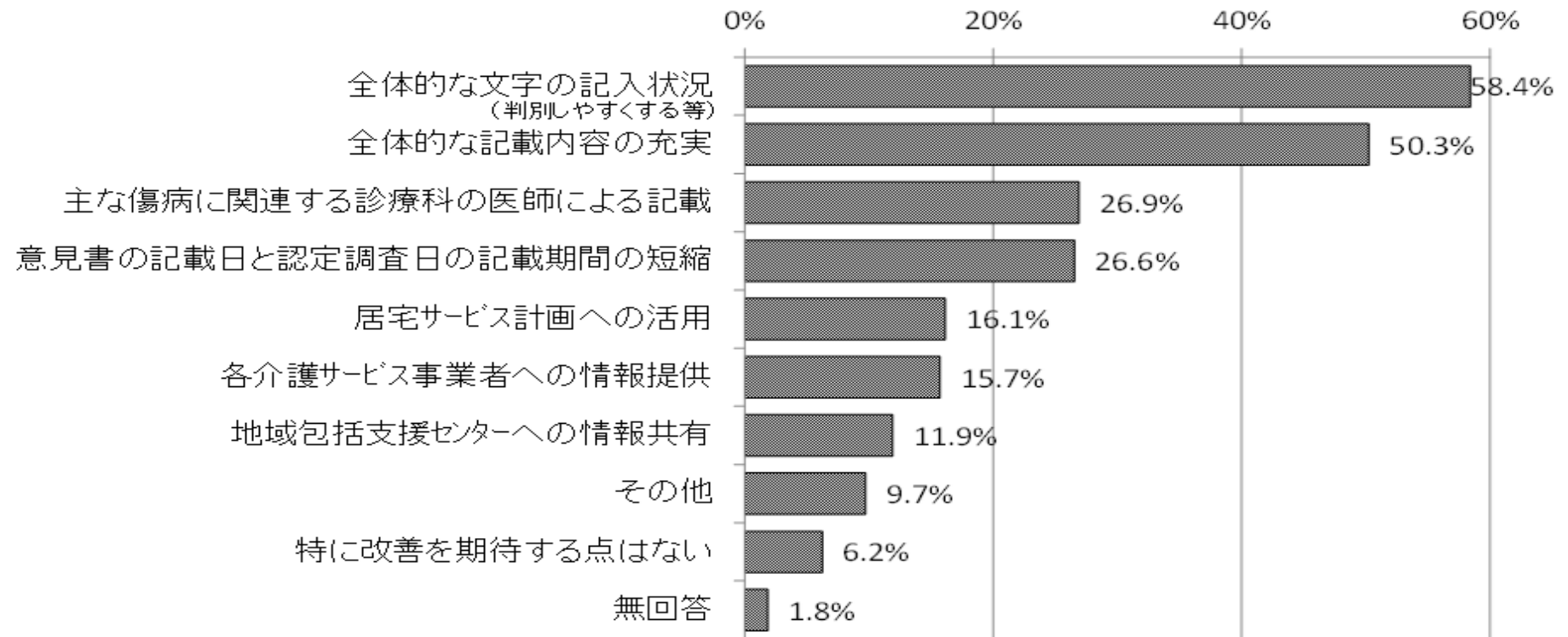
■ 主治医意見書の自由記載の充実度(n=3,623)



(出典)平成27年度 老人保健健康増進等事業「要介護認定における主治医意見書の実態把握と地域差の要因分析に関する調査研究事業」

主治医意見書の活用状況(3)

■ 介護認定審査会委員が主治医意見書に改善を期待する点(n=3,623)



主治医意見書の記入に当たっての口腔内の状態確認について(1)

- ・ 高齢者の口腔ケアは、QOLの維持向上に当たって非常に重要。
- ・ 主治医意見書では、主治医が、申請者の口腔内の状態をもとに、
 - ① 訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導の必要性について、チェックする
 - ② 口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、特記事項に要点を記載することとなっている。

主治医意見書記入の手引き(抜粋)

Ⅲ 記入マニュアル

4. 生活機能とサービスに関する意見

(5) 医学的管理の必要性

(略)...訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態(例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等)をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にレ印をつけてください。...(略)

5. 特記すべき事項

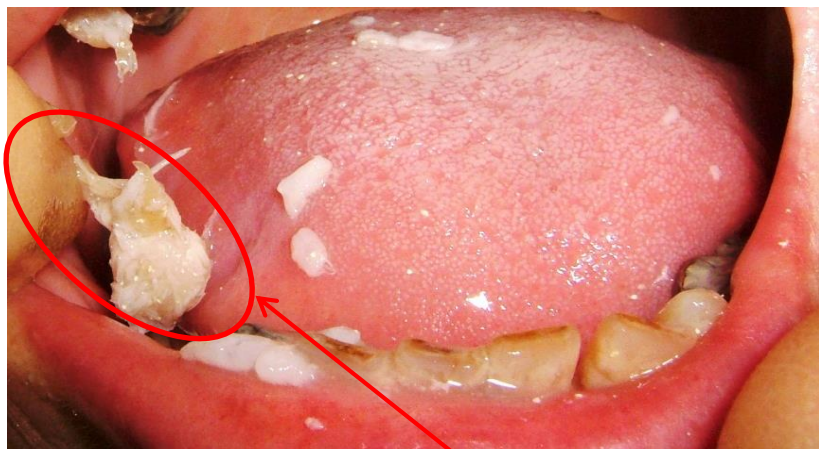
(略)...口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記載してください。

また、専門医に意見を求めた場合にはその結果、内容を簡潔に記入してください。情報提供書や身体障害者申請診断書等の写しを添付していただいても構いません。なお、その場合は情報提供者の了解をとるようにしてください。...(略)

【訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導が必要と考えられる状態の例】

- 歯が欠けたり、被せていた金属などがはずれた状態を放置している
- 歯が抜けた状態のまま放置している
- 歯肉から出血している
- 動いている歯がある
- 入れ歯がはずれやすい、かむと痛い
- 口腔内に食物残渣がある
- 口臭が強い

【口腔内の観察点】～口腔衛生状態が不良の一例②～



義歯に汚れが多量に残っている



食事後も食物残渣が口腔内に残っている

第三者行為に係る取扱い

- 平成28年4月1日以降、第1号被保険者が交通事故等の第三者による不法行為（第三者行為）により介護給付を受ける場合に、保険者への届出が必要となったことにより、主治医に対し、第三者行為を原因とする負傷が疑われる場合に主治医意見書「5. 特記すべき事項」にその旨の記載を行うようお願いする。

要介護認定に係る有効期間について

申請区分等		原則の 認定有効期間	設定可能な 認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～ 48ヶ月 ※2
	前回要支援 → 今回要介護	12ヶ月※1	3ヶ月～ 36ヶ月 ※1
	前回要介護 → 今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～ 36ヶ月
	前回要介護 → 今回要介護	12ヶ月※1	3ヶ月～ 48ヶ月 ※2

※1 状態不安定による要介護1の場合は、6ヶ月以下の期間に設定することが適当

※2 令和3年4月1日申請分から。直前の要介護・要支援状態区分と異なる場合は「3ヶ月～36ヶ月」

要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化対象要件

平成30年4月1日以降の申請分であって、以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とする。

【条件①】 第1号被保険者である

【条件②】 更新申請である

【条件③】 コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している

【条件④】 前回認定の有効期間が12か月以上である

【条件⑤】 コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている

【条件⑥】 コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない

要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化についての考え方

- 簡素化の具体的な方法については、保険者において決定するが、少なくとも審査会の開催自体は実施することが適当。
- ①～⑥の条件に合致する者であっても、各保険者の判断により審査会を簡素化せずに実施することは妨げられない。
また、保険者により①～⑥に加えて新たな要件を設けることも差し支えない。
(例：コンピュータ判定結果が要支援2/要介護1の者については、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする 等)
- 認定審査会を簡素化して実施した場合も、介護保険法第27条第4項等に定める審査会への審査判定の求め及び同条第5項に定める審査会による審査判定を実施した扱いとなる。